

令和7年度 幼稚園の入園手続きについて

満3歳から小学校就学前までの児童が教育を受けることができる施設です。

長門市の幼稚園は、宗頭幼稚園があります。長門市に居住し、満3歳から小学校就学前の児童であれば、誰でも入園することができます。

【宗頭幼稚園の概要】

住 所 〒759-3801
長門市三隅上3225番地1
利用定員 20人
保育時間 8:00～15:30
休 業 日 公立学校に準ずる
電話番号 0837(43)0242



利用を希望される場合は、「認定」を受ける必要があります。

「認定」は、「1号認定」での申請・申込みとなります。

認定区分	対象となる児童
1号認定	満3歳以上の未就学児 ※満3歳に達した日の翌月の初めから入園できます。

1. 受付期間 令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)まで
土日、祝日を除く、開庁時間(8時30分から17時15分まで)の間
(年度途中の入園は、希望月の2か月前から1か月前まで受付)

2. 受付場所 子育て支援課、宗頭幼稚園
三隅支所、日置支所、油谷保健福祉センター

※郵送による申込みも可能です(来庁不要)。受付期間までに必着となるよう日数に余裕をもって郵送してください。

※書類不備等により受付できない場合があります。

※ご不明な点ありましたら、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

郵送先・問い合わせ

〒759-4192 長門市東深川1339番地2

長門市役所 子育て支援課 保育班

TEL 0837-23-1156

3. 提出書類

継続入所の場合 → 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定現況届
新規入所の場合 → 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書
※『申請者（保護者）』及び『申請児童』のマイナンバーの記載が必要です。

《申請者（保護者）の本人確認が必要となります》

※申し込みの際にマイナンバーの確認書類、本人確認書類を提示してください。

※郵送で申請する場合はマイナンバー、本人確認書類の写しを添付してください。（内容確認後に破棄します）

【マイナンバーの確認書類】 ※いずれか1つ （対象者は「入所児童」と「申請者」2人分）	【申請者の本人確認書類】 ※いずれか1つ （対象者は「申請者」の1人分）
① マイナンバーカード（顔写真付） ② マイナンバーが記載された住民票 ※記載された住所等が住民票と同一に限ります。 ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。	① マイナンバーカード（顔写真付） ② 免許証（顔写真付の公的身分証明書） ③ 健康保険証、年金手帳など、本人のみ所持可能な公的機関が発行した書類のうち2つ ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。

《アレルギー疾患のある、給食で除去食が必要な児童のみ》

- ① アレルギー疾患生活管理指導表
- ② 食物アレルギー給食対応実施申請書
- ③ 緊急時個別対応票

食物アレルギー対応が必要な児童は、必ず入所申込書の「児童の状況」の「アレルギー」の項目に「有」に○を記入して、除去すべき食物を記入してください。

また、新規・継続を問わず、子育て支援課備え付けの「アレルギー疾患生活管理指導表」により、医師の証明(直近 3 ヶ月以内のもの)をとって、入所申込み時に提出してください。

医師の証明は有料となりますが、事故防止のためご協力をお願いします。

園より聞き取りがありますのでご協力ください。

なお、入園申請の時点でアレルギーがあるかどうか分からない場合は、あえて医療機関で検査する必要はありません。

4. 利用料について（副食費・教材費等）

保育料（入園料を含む）は無償化されました。

副食費（給食の材料に係る費用）は別途必要となりますが、長門市では令和2年度より副食費の助成をしておりますので、保護者の皆さまの負担はありません。なお、教材費等については、引き続き保護者の皆様のご負担となります。詳細については宗頭幼稚園までお問い合わせください。

5. 入園決定までの流れ

入園決定は2月末頃に支給認定証及び入園許可書により通知します。

5月以降の入園は、随時募集します。利用月の1ヶ月前までに申込みをしてください。

6. その他の保育サービスについて

※宗頭幼稚園を利用している児童のうち、保育の必要性の認定を受けた児童については、病児保育、ファミリーサポートセンター等の利用料が無償化の対象となります。

① 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期にあって、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難な場合、児童を岡田クリニック内「ながとキッズメディカルケアルーム」で保育が可能です。

岡田クリニック内（TEL 22 - 2717）で、受付・受診後の利用となります。

・利用時間 平日8:00～18:00 土曜日8:00～12:00

・利用料金 1日2,000円（市民税非課税世帯1,000円、生活保護世帯無料）

※ 初回は別に1,000円必要、昼食代が別途必要となります。

県内の他市町の病児保育施設も利用できます。利用方法や利用料等については、施設によって異なるため、事前に利用施設または利用施設が所在する市町にお問い合わせください。

② 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が疾病や仕事等で児童を養育することが困難な場合、「俵山湯の家」において一時預かりが可能です。（休日、夜間も含む。）詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

③ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行うことのできる人（提供会員）が会員となり助け合う会員組織です。詳しくは長門市ファミリーサポートセンター（TEL 23-1610）までお問い合わせください。対象児童は、概ね生後6カ月から小学校6年生までの児童です。

・料金：平日（月～金） 7:00～19:00 600円／1時間

・土・日・祝日、上記時間以外 700円／1時間

・年末年始（12/29～1/3） 800円／1時間

※ 利用料について助成制度あり

④ はじめの一步

子どもの発達に関する支援機関や支援内容について
Q&A方式でわかりやすく解説した、
子どもたちのよりよい支援のための情報誌です。



↓ QRコードを読み込んだ画面

・冊子データ下記をクリック

[はじめの一步 \[PDFファイル/3.49MB\]](#)



はじめの一步

⑦ その他

ご不明な点がございましたら、子育て支援課（23-1156）までお問い合わせください。



記入例

（ 令和7年度新規・転園 ）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

令和 年 月 日

長門市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、及び保育園・幼稚園等の入園を申込みます。

また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

① 申請者（保護者）

現住所	長門市 東深川1339番地2	連絡先 電話番号	(0837) 23 — 1156											
(ふりがな) 氏 名	長門 太郎	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

② 申請児童の状況

※児童の年齢は令和7年4月1日現在

(ふりがな) 児童氏名	長門 次郎												性別	生 年 月 日				年齢
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	(男)・女	令和 2 年 10 月 10 日生				4 歳
障害者手帳の有無	有・無		アレルギー		(有)・無 (※詳細 乳製品・卵・蕎麦)													

③ 世帯の状況（申請児童を除く。）※同居親族（世帯分離も含みます）※年齢・勤務先・学校名は令和7年4月1日現在

(ふりがな) 氏 名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	備 考
長門 太郎	父	S57年 4月 8日生	42 歳	(男)・女	〇〇〇株式会社	
長門 花子	母	S60年 4月 8日生	39 歳	男・(女)	△△△株式会社	
長門 イチロウ	兄	H27年 4月 8日生	9 歳	(男)・女	〇△〇小学校	
長門 ハナ子	妹	R4年 7月 5日生	2 歳	男・(女)		
長門 波平	父の父	S32年 4月 8日生	67 歳	(男)・女	自営業(農業)	
長門 フネ	父の母	S37年 4月 8日生	62 歳	男・(女)	△〇△株式会社	
家庭の状況	☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯					

④ 希望する施設等

希望する保育施設等	☐ 保育園・認定こども園（保育部分） 【2号認定・3号認定】 ☒ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】			
利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで			
利 用 を 希 望 す る 施 設 名	第1希望	〇〇〇幼稚園（希望理由） 自宅から最も近い	保育 時間	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間 ☒ 教育標準時間 利用希望時間 (: ~ :)
第2希望	〇△〇保育園（希望理由） 自宅から2番目に近い			
第3希望	△〇△保育園（希望理由） 職場から近い(通勤途中)			

⑤ 保育を必要とする理由等(1号認定を希望される方は不要)

父 親	☐ 就 労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就 学 ☐ 求 職 活 動 ☐ 育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所 ☐ その他 ()
母 親	☐ 就 労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就 学 ☐ 求 職 活 動 ☐ 育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所 ☐ その他 ()

転職や、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、申請が必要となります。

主な変更の内容	提出書類	
	変 更 申請書	その他の必要な書類
長門 <u>市外に転出</u> する ※長門市外に転出後も長門市内の保育所等の利用を継続したい場合は、転入した市へご相談ください。	—	—
長門 <u>市内の転居</u>	○	—
<u>世帯構成に変化</u> があった ※離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任など	○	—
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動申立書
就労状況がかわった ※勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など	○	就労証明書
保育標準時間／保育短時間を変更したい	○	就労証明書
産前産後休業（出産事由の認定期間）の取得	○	母子手帳の写し ※表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労証明書
育児休業を取得した場合にすでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき	○	就労証明書
同じ世帯の方が身体障害者手帳・療育手帳などの交付を受けた場合	○	手帳のコピー
転園したい	○	新規に申請が必要です
その他の家庭の状況に変化があった	○	状況により必要な書類が異なりますので、ご相談ください。

※児童と同敷地内に住む（世帯分離を含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合はその方の証明書類も必要です。

※育児休業の延長が必要な方で入所保留通知書が必要な方は別途ご相談ください。

※生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯については保育料の軽減措置があります。新しく対象となった場合やすでに軽減措置を受けているが対象とならなくなった場合は申請をお願いします。